

18世紀初期におけるイギリス新聞の研究（2）

——スタンプ税法の成立と読者の問題を中心に——

芝 田 正 夫

1. はじめに

前稿で、18世紀初期のイギリス新聞史（正確にはイングランド新聞史）について、まずその概略をロンドンの新聞と地方紙にわけて考察した。¹⁾そこで述べたように、ある時期の新聞をめぐる全体状況を把握するためには、どのような新聞がいかなる政治状況で生まれ、その時代においてどうした役割を果たしたかを、明らかにするとともに、その新聞が実際に読まれた具体的な状況を明確にする作業が不可欠であり、こうした作業を通して、ある時代における新聞の果たした役割についてひとつの全体像が現れてくると考える。本稿では、前稿の継続として、18世紀初期のイギリス新聞史について、エッセイ・ペーパー、スタンプ税の問題、新聞読者、発行部数、新聞の流通、の諸課題について考察を続けていきたい。

2. エッセイ・ペーパーについて

18世紀初期の新聞を検討する場合に欠かせないのが、1702年以降あいついで刊行されたエッセイ・ペーパー（Essay Paper）と総称される一群の「新聞」である。デフォー（Daniel Defoe）やスウィフト（Jonathan Swift）ら当時の著名な文人たちが編集し、かつ多くの記事（というか読み物）を書いていた。ここでかっこを用いたのは、エッセイ・ペーパーはペーパーという呼称を持っているが、むしろ内容や形態からすると一種の雑誌と

しての性格を持っていたと考えるからである。ここでは、おもにこうしたエッセイ・ペーパーの性格について検討していきたい。

まずエッセイ・ペーパーとはなにかであるが、ザザーランドは「アン女王の時代の政治的熱狂の高まりが新聞に大きな影響を与えるまで多くの時間はかからなかった。ホイッグ党とトーリー党との厳しい意見の対立は、新聞よりもこの時代の豊富な政治的なパンフレットやエッセイ・ペーパーにみることができる。エッセイ・ペーパーの例としては、ジョン・タッチン（John Tutchin）のオブザーバー（*The Observer*）、チャールズ・レスリー（Charles Lesley）のリハーサル（*The Rehearsal*）、それにデフォーのレビュー（*Review*²⁾などがある」と述べている。またトマスによると、「18世紀の新聞の書き手たちの幾人かは、『天才』であった。彼らのなかには、ジョセフ・アディソン（Joseph Addison）——彼がスペクター（*The Spectator*）に書いたエッセイは、文学作品である——や、サー・リチャード・スティール（Richard Steele）がいる。彼は最初はタトラー（*The Tatler*）で、ついでスペクターで、友人であったアディソンがこうした新聞に思慮深いじめな記事を書いたのに対し、陽気で率直な記事（こうしたパンフレットのひとつで、ハノーバー朝の継承問題について書いたため、煽動罪の疑いで下院から除名された）を書いた。またデフォーは政府の陰謀に関する生き生きとした記事を書いた」と説明する。彼らの書いたエッセイは、日本語に訳した場合の「隨筆」とい

1) 抽稿「18世紀初期におけるイギリス新聞の研究（1）－特許法の廃止と独立新聞・地方紙の出現－」（関西学院大学社会学部紀要64号、1991年）

2) J. Sutherland, *The Restoration Newspaper and its Development*, Cambridge University Press, 1986, p. 180.

3) D. Thomas, *The Story of Newspapers*, Methuen's, 1965, p. 19.

った類いのものではなく、当面している政治的な諸課題について、正面から論じた内容をもち、「論文」とか「小論」とかの訳が適當かもしれない。このように、先にみたストレートなニュース（それもロンドンの新聞の場合、外国のニュースが中心）を掲載していた当時の一連の新聞以外に、同時期に文学作品としても評価されるエッセイをおもに掲載した「新聞」がロンドンに現れたのである。多くのエッセイ・ペーパーの場合、半シート（2ページ）の両面に、政治や文学・社会に関する数千語のエッセイを一本掲載していた。エッセイ・ペーパーとして分類されているものについて、発行年と名称を整理しておこう。

- 1702年 *The Observator* 4月創刊。水曜と土曜の週2回刊。タッчинの編集。1712年に廃刊。
- 1704年 *A Weekly Review of the Affairs of France* 2月創刊。週刊（のちの週2~3回刊）。同年4月の9号から、*A Review of the State of the English Nation &c* と改題。デフォーの編集。1713年廃刊。
- 1704年 *The Rehearsal of Observator* 8月創刊。同年廃刊。レスリーの編集。
- 1709年 *The Tatler* 4月創刊。週3回刊（月・木・土）。1711年5月廃刊（330号）。スティールの編集。週3回刊。半シートの両面印刷。
- 1710年 *The Examiner, Or Remarks upon Papers and Occurrences* 8月創刊。スヴィフトらの編集。国務大臣であったジョン（Henry St John、のちの首相ボーリングブロック卿）の後援で刊行。トーリー党の機関紙だが、政治的エッセイを掲載。1714年廃刊。
- 1711年 *The Spectator* 3月創刊。日刊。1712年12月廃刊。アディソンとスティールの編集。印刷はデーリー・クーラントの発行者であったバックリー（Samuel Buckley）。
- 1713年 *The Guardian* 3月創刊。1713年10月廃刊。スティールとアディソンらの編集。トンソン（Tonson）が発行者。

このようにエッセイ・ペーパーは18世紀初期に創刊されたが、ほとんどが短命で、10年代の初期には姿を消している。つぎにこうした一連のエッセイ・ペーパーがめざしたもののはなにかをみていく。18世紀にはいり、すでに多くの新聞が刊行されていた時期に、彼らはどういった点で新機軸を出そうとしたのだろうか。よく引用されている史料だが、タトラーの創刊号（1709年4月12日）でスティールが述べている「創刊の辞」が彼らのめざしたものを見よ。

イングランドのよき人々のために刊行されている他の新聞は、たしかに有益な影響を与え、なかなかよくやっていることは確かである。しかしながら、愚考するところ、公的な関心に満ち、個人的な問題より、国の議事録に関心のある政治家（Politick Persons）のためをおもな目的にした新聞ではないようである。多くの場合、いまやこうした紳士諸君は、強い政治への熱意はあるが、知識に欠ける状態であり、尊敬すべきかつ影響力のあるわが国人々に、読みおわったあとに考える機会をあたえるような出版物を提供することは、よきかつ必要な仕事である。

すなわち、単なる情報ではなく、政治に関心のあるむきに討議のたねというか、編集者の見解を提供しようというわけである。ただし、この「創刊の辞」での政治家という言葉は、必ずしも議員や職業的な政治家は意味せず、「コーヒーハウスに集まって、その日のニュース、とくに外国からのニュースを新聞で読んだり、議論したりしたいわゆる『コーヒーハウス政治家』たちのことであった」。

それでは内容はどうであったのか。たとえばレビューの創刊号はふたつの部分に分かれ、ひとつはフランスに関するデフォーによるエッセイ（論文）であり、このためにタイトルにもフランスの名称がついている。もうひとつの部分は、「スキャンダルの使者（Mercure Scandale）－またはスキャンダルクラブ便り」と題された、他の新聞の記

4) タトラーについては、つぎの文献を参考にした。

D. Bond (ed), *The Tatler*, Clarendon Press, 1987.

5) Bond, op. cit., p. iv.

事に関する模擬裁判（mock trial）で、あいまいな記事、英語の誤用、無知、事実のまちがいなどが俎上にあげられている。最初は週刊で8ページだったが、5号からは4ページ（すなわち1枚物）になり、週2回刊行となった（1705年からは週3回刊）。タイトルは最初にレビュー（*A Review*）がつくのは変わらないが、その後の名称はたびたび内容の変更に応じて変わっている。上記のスキンシダルクラブは、最初の他新聞の揶揄から一般的な内容を扱うようになり、やがてなくなり、その結果、同紙の内容は、まじめな題材のエッセイのみを掲載するようになった。⁶⁾

つぎに日刊誌であったスペクテーターの場合をみてみよう。スペクテーター氏とは、郷紳（country squire）で、世界中を旅行した経験があり、どんな種類の知識にも好奇心を示す、ロンドンのコーヒーハウスの「常連」という設定で、彼が「コーヒーハウス政治家」たちに、ウィットに富んだ内容のエッセイを語りかけるというスタイルを取っていた。毎日、アディソンとスティールの執筆するエッセイ（交互に執筆したケースが多い）が1本（創刊号の場合約1400語）掲載され、ときには、読者からの投書も載せられた。スペクテーターは最盛期には3,000部以上売れたといわれ、同紙への投書から想定されるコーヒーハウスでの回し読みを含めると、読者の数は多く、クラシックフィールドによると「同誌の同時代のマナーと社会習慣への影響は、広く認められているところである」。

さて、問題はこうしたエッセイ・ペーパーの性格をどのようにみるかであろう。もちろん、ある時期の出版物の全体状況を読者の問題も含めて把握するには、新聞なり雑誌なりの定義付けを今日的な視点からおこない、新聞ではないから対象としないとの態度ではなく、ある時期の出版物とし

て総合的に取り上げるべきことはいうまでもないが、ひとつの議論として、エッセイ・ペーパーの把握のされたかについてみていきたい。まずザザーランドであるが、かれは著作のなかに、「1660年から1720年までの主要なロンドンの新聞」というリストを掲載している。このリスト自身は、大変有用なものであるが、上記のいわゆるエッセイ・ペーパーはひとつも含まれていない。その理由として、彼は、「このリストはおもにその日かその週のニュースを扱った新聞に限定しており、そのためレストランジのオブザーバーター（*The Observer*）やデフォーのレビューは入っていない。なぜなら、こうした出版物は、おもにニュースの批評が仕事であったからである」と書き、新聞史の領域から除外している。またクラシックフィールドも、エッセイ・ペーパーには言及しながらも、エッセイ形式の雑誌（定期刊行物）（essay-type periodical）との名称を用い、レビュー やエグザミナーを取り上げている。

こうした視点があるなかで、むしろ注目すべきは、エッセイ・ペーパーを雑誌や単行本を対象にした出版史のなかで位置づける研究である。たとえば、フェザー（John Feather）は、18世紀前半のイギリス出版の特徴のひとつとして、逐次刊行物（serial publication）の誕生をあげている。もちろん逐次刊行物と呼ばれる出版物のなかには、新聞も含まれるわけだが、フェザーが注目するのは、「必ずしも現に起こりつつある事件を報道するものではない」刊行物、すなわち当時の新聞以外の逐次刊行物の出現である。17世紀にすでに、「英國王立學士院会報」（*Philosophical Transactions of the Royal Society*, 1665年創刊の「英國學士院（Royal Society）」の会報）があったが、よりひろい読者をめざしたものとして、雑多の問題を扱った1690年から97年までに「アテネ雑誌

6) C. A. Cranfield, *The Press and Society-From Caxton to Northcliffe*, Longman, 1978, pp. 33–34.

こうした外見上の内容とともに、デフォーは当時のトーリー党のリーダーであったハーリイ（Robert Harley）の庇護を受けており、同時に対立するホイッグ党からも資金の援助を受けていたという事実もある。コメント付きの記事をはじめしたことなどから、「ジャーナリズムの父」などともいわれるデフォーだが、そのひととなりは一筋縄では理解しがたいところもある。ジャーナリストとしてのデフォーやスウィフトについては香内三郎『活字文化の誕生』（晶文社、1982年）参照。

7) Cranfield, op. cit., p. 37.

8) Sutherland, op. cit., pp. 250–253.

9) J. Feather, *A History of British Publishing*, Croom Helm, 1988. なお訳文は、箕輪成男訳『イギリス出版史』（玉川大学出版部、1991年）によった。

(*The Athenian Gazette*)¹⁰⁾と呼ばれる「質疑応答型雑誌」がダントン(John Dunton)によって刊行された。この他、「紳士雑誌 (*The Gentleman's Journal*)」という「ニュース・歴史・哲学・詩・音楽・翻訳など」を内容にしたいわば総合雑誌の先駆者ともいえる雑誌が1692年から94年まで刊行されていた。こうした前史を踏まえて、18世紀初頭に生まれたのが、新しい形式と内容をもつエッセイ雑誌 (essay periodical) だったというのである。フェザーはその例として、レビュー、タトラー、スペクター、ガーディアンをあげ、とくにスペクターの成功に注目している。

こうした18世紀初期のエッセイ・ペーパー（もしくは論文雑誌）は「経済的にもまた文芸活動としても一大成功」（フェザー）となるのだが、後述する1712年のスタンプ税の影響もあり、発行期間としては、前述のように長期にわたるものではなかった。しかし興味深いのは、1711年から13年にかけてバックリーとトンソンによって刊行されたスペクターの総集編の発行である。すなわち彼らは、スペクター掲載のエッセイを4巻の冊子本の形にして出版したのである。この出版は成功をおさめ、他のエッセイ・ペーパー（例えばガーディアン）も総集編を発行し、よく売れたことである。その後の雑誌の歴史としては、1730年代に、サミュエル・ジョンソン (Samuel Johnson) らが寄稿者となり、当時禁止されていた議会の議事報道で名を売ったエドワード・ケープ (Edward Cave) の総合雑誌ジェントルマンズ・マガジン (*Gentleman's Magazine*, 1731—) などにつながっていくのである。同誌は、議会報道の他、エッセイ、詩、ニュース、誕生・結婚・死亡の通知、新刊リストを掲載し、エッセイ・ペーパーの枠からさらに広がった雑誌であり、こうした内容が読者に歓迎されたのである。

このように、エッセイ・ペーパーは18世紀初期20年間に刊行された独特的の内容をもつ刊行物と考えられ、ボンドは、「エッセイ雑誌 (periodical

essay)」は、18世紀のユニークなジャンル」であり、種々の点で、「こうした雑誌は以前にもなかつたし、以後もあらわれなかつた」としている。¹¹⁾

以上の簡単な検証では、早急に結論を導くことはできないが、エッセイ・ペーパー（論文雑誌）は、名誉革命以降、外国のニュースを掲載することを主目的に続々と刊行された当時の新聞のなかでは、現在起こっているニュースではなく、政治的な問題を中心に読み物を主体としている点などで、やはり異質なものと考えられ、総集編の刊行など、のちの時代にも読まれたことなどを考慮すると、レザーの述べるように、おもには雑誌の歴史の一環で捉えるべきかもしれない。もちろんエッセイ・ペーパーの多くがめざした政治社会問題への時評は、この時期以降の新聞の大きなテーマになっていったことも事実であり、ニュースをストレートに伝えるのが新聞であった時代から、18世紀中期以降の批評の時代へ向かう時期の先駆者とも考えられよう。それとともに、デフォーやアディソン、スティールらは、日刊や週3回刊という当時の新聞と変わらぬテンポで記事を書き続けた点では、明らかに職業的なジャーナリストの先駆者として評価される。ただ、次章でみると、特許法廃止以降の、スタンプ税などによる統制のなかでは、とくにスペクターなどは、為政者にとっては無害な刊行物で、統制の主対象にならなかつたことも事実である。もちろん、すべての定期刊行物を対象にしたスタンプ税の影響を受けて、同誌が廃刊に追い込まれたという皮肉な結果もあるが。

3. スタンプ税法の制定とその影響

前稿でみたように、18世紀にはいってからイギリスの新聞は大きな発展をみせたが、1712年にボリングブロック内閣によって導入されたスタンプ法 (Stamp Act) に基づく、スタンプ税をはじめとする各種の課税による新聞への間接的な統制が

10) この伝統は王政復古期に検閲官として著名なレストラングの発行したオブザーバーター (*The Observator*, 1681—87) 以来のもので、その後も19世紀後期の大衆ジャーナリズムのひとつのスタイルとなっていた。質疑応答形式をとっているが、質問ももちろん回答も発行者自身が創作していたのである。

11) Bond, op. cit., p. xiii.

はじまつた。ここでは、その制定過程と内容、影響について、その概略をみていくたい。¹²⁾スタンプ税を取り上げる場合に明らかにしなければならない課題として次の二点を考えたい。

1. 特許法の廃止（1695年）以降、1712年までの期間を、新聞の自由、広くは出版の自由がイギリスで最初に確立した期間として「短い春」といった評価もあるが、特許法の廃止のところでみたように、「新聞の自由」の確立を目的として同法は廃止されたわけではなく、当時の政治情勢のもとでつぎの統制策を模索するなかで廃止されたわけで、スタンプ税につながるこの時期を「新聞の自由」獲得の歴史のなかで、どのように評価するかの問題がまず考えられる。

2. もうひとつ、最初の課題とも関連するが、スタンプ税が特許法のあととの間接的（経済的）統制手段として、新聞の発展普及を阻害し、読者層の拡大を遅らしたといわれるが、1712年以降も、ロンドンの新聞、地方紙、エッセイ・ペーパーともに引き続いて発行されていたものも多く、スタンプ税の影響については、より具体的なレベルで検証する必要があろう。

まず法制定の経過をその前史からみていきた。新聞に対する統制手段としてスタンプ税は理解されることが多いが、法制定にいたる過程での議論は対新聞というより対パンフレットの統制策として議論されていた。1702年に即位したアン女王および彼女の閣僚、それに聖職者たちは、特許法廃止後の国教会や政府に関する「誹謗中傷」記事をのせた多くのパンフレットに憤慨していた。こうしたパンフレットのなかには、数日で4万部も売れたものもあったという。また一方では特許法に代わる印刷法の制定の動きが95年から1701年

にかけて毎年のようにあり、出版印刷業組合からも特許制に代わる法制定を求める請願がだされていました。こうした状況において、アン女王は議会に対して政府批判のパンフレットを規制する法律の制定を強く要求するようになり、同時にパンフレットほど実害はないにしろ、特許法の廃止後、一部に政府批判をはじめていた新聞の統制も求めたのである。エッセイ・ペーパーについては、「権力者の立場からみると比較的無害な出版物」とされ、当面の統制の対象にはされていなかった。とくにスペイン継承戦争などのフランスとの戦争に関するトーリー党政府の態度を批判するパンフレットが大量に読まれており、「特許法の再来より、より巧妙で、かつより目立たない」（クランフィールド）出版物に対する統制が必要とされていたのである。スタンプ税が構想された時期は極めて早く、1704年には、最高法院判事（Chief Justice）のホルト（Holt）が、「すべての政府にとって、民衆が政府に関して正しい意見をもつことは極めて重要なことである」と述べ、また後章で検討するように、この時点ですでにスタンプ税からの収税の試算が行われており、「短い春」に多くの新聞がロンドンと地方に出現したことは事実であるが、特許法廃止直後から引き続いて統制策が検討されていたといってよいだろう。

1710年にトーリー党の対フランス戦争終結策をホイッグ党がパンフレットで厳しい批判をしたことを機に、スタンプ税法の制定が計画された。1712年1月17日、アン女王は議会で「この災害にたちうちできる救済策を見つけなければならない」と演説し、これをうけて5月16日に下院で、さらに同月22日に上院で成立したのが1712年のスタンプ法であった。出版物に課税することによって、

12) この章のおもな参考文献はつきの通りである。F. Siebert, *Freedom of the Press in England 1476–1776*, University of Illinois Press, 1952. Cranfield, op. cit. (1978), *The Development of the Provincial Newspaper 1700–1760*, Clarendon Press, 1962. Feather, op. cit. M. Harris, 'The structure, ownership and control of the press 1620–1780', in *Newspaper History from the seventeenth century to the present day*, ed. G. Boyce, J. Curran and P. Wintage (Constable, 1978)

13) Cranfield, op. cit. (1978), p. 38.

14) 印刷出版業組合の要求は、版権の保護という方向になり、1710年の著作権法の制定につながっていったのである。フェザーによると、「この法律は書籍業者のための法律であり、著者のための法律ではなかった」のであり、組合への登録により著作権（21年もしくは14年）が認められるという内容は、ある意味では特許制の部分的復活でもあった。ロックが特許法廃止の議論の際に、出版物に印刷出版業者の名前をのせるこを義務づけるべきとの主張は、この法で実現されたのである。

15) Siebert, op. cit., p. 271.

その価格を上昇させ、普及を阻害するとともに、出版社の登録制度を実施し、海賊出版をなくし、統制をしやすくするのが基本的な目的であった。もちろん対フランス戦争のための財政の見地から、他の印紙税と同様、収税を増やすという目的もあった。¹⁶⁾ 同法の主な内容は次の通りである。

(1) 法は以下の四つの部分から構成されていた。①新聞とパンフレットへの課税、②広告への課税、③用紙への課税、④登録制度と施行規則、

(2) 1712年8月1日より、「すべて」の新聞とパンフレットに課税をおこなう。

(3) 課税額は以下の通りである。①半シート（もしくはそれ以下）に印刷されている新聞・パンフレットは1部につき、半ペニー。この場合の半シートとは、1リーフ（leaf）のこと、2ページを意味している。すなわち1シートとは、「1枚の紙」の意味で、1シートを半分に折り、両面に印刷すると4ページになるわけである。なおスタンプ税を支払った新聞は、その証拠に、フロント・ページの右下もしくは他の場所に赤いスタンプを押すことによって納税を証明する必要があった。

②半シートを越え、1シート以下（すなわち3または4ページ）の新聞・パンフレットは1部につき1ペニー。3ページの新聞というのは、今日から考えると奇妙だが、当時は初期のポスト・ボーイのように、裏面は白紙という新聞があったからである。地方に郵送する場合は、この白紙の部分に私信を書くことが許されていたのである。

③1シートを越え6シート以下（すなわち5ページ以上24ページ以下）のオクタボ判（八つ折判）、12シート（48ページ）以下のクォート判（四つ折判）、20シート（80ページ）以下のフォリオ判（二つ折判）はすべて発行部数に関係なく、1シートにつき2シリング（24ペニス）。すなわち24ページのオクタボ判のパンフレットの場合、12シリングが税金の総額であり、この額は発行部数に無関係であった。

④上記のシート数（ページ数）を越える印刷物は無税。また教科書、祈祷書、死亡統計書、一枚

物の広告なども課税対象外。

⑤週刊以上の頻度（日刊、週2・3回刊など）で発行されている新聞に掲載された広告1点につき1シリングを課税する。本やパンフレットに掲載されている広告には課税しない。

⑥用紙税は、すでに1696年に輸入紙に輸入価格の25%の税金を課する法律が制定されていたが、1712年法で1連あたりの税金に改められ、かつ国内産の用紙にも課税がはじまつた。課税額は用紙の種類によるが、輸入紙の場合、1連あたり1シリングから16シリング、国内産紙は1連あたり4ペニスから1シリング4ペニスの範囲であった。

⑦ロンドンで出版されるすべての新聞とパンフレットはスタンプ局（Stamp office）に登録する必要があり、また発行者の名前と住所を出版物に明記することが求められ、違反すると20ポンドの罰金が課せられた。¹⁷⁾

以上が1712年のスタンプ税の骨子である。その特徴をいくつかまとめておきたい。まず、新聞とパンフレットの区分はなされず、同類として扱われていたことである。定期刊行物か非定期刊行物かを問わず、統制の対象とされていたのである。むしろ、その制定過程をみると、第1の対象はパンフレットだった。次に、全ての定期刊行物が統制の対象にされてはいたが、政府およびその政策を批判するパンフレットや新聞といった小出版物が統制の主対象であったことが、その課税方法からも明らかである。すなわち、5ページ以上の出版物は発行部数に関係なく定額の納税でよく、その額は4ページ以下の新聞・パンフレットと比べると、比較にならないほど少額であり、4ページ以下の新聞・パンフレットが統制の主対象だったのである。広告税については、例えば当時のデーリー・クラントは平均して9~10の広告を掲載しており、9~10シリングが課税されていたことになる。ラフな計算となるが、部数800部で広告が10点、かつページ数を4ページとすると、合計76シリング、1部につき1.15ペニーの負担になり、法成立までの当時の価格は1部1ペニーであった。

16) *ibid.*, p. 311.

17) 1712年以降、新聞とパンフレットはこうした方法で発行者と発行部数はスタンプ局が把握することとなったが、1749年以前のスタンプ局の記録は不十分であり、この期間は限られた史料しか得られない。（Siebert, op. cit., p. 315.）

から、価格を上回る税額だったのである。

さて、一見すると、新聞の場合は大変高額な税金であったが、1712年法がジャーナリズムに与えた影響はどうであったのか。シーバートは次の3点にまとめている。¹⁸⁾

1. かなりの数の新聞が法公布後すぐに廃刊になった。

2. 廃刊となった新聞とほぼ同数の新聞が公布後の1年後も生き残っていた。

3. 1年以内に、新聞出版業者は税を払わないですむいわば「抜け道」を考案した。

もってまわった表現で、少々わかりにくが、要は半数は消滅し、残りの半数は影響を受けながらも、存続したということである。税の「抜け道」も含めて、この3点についてはシーバートの記述によって事実経過をみていこう。

まずスタンプ税のために廃刊となった新聞はすくなくとも5紙である。5紙とはオブザーバーター (*Observer*)、メドレイ (*Medley*)、プレインディーラー (*Plaindealer*)、サップルメント (*Supplement*)、プロテスタント・ポストボーイ (*Protestant Postboy*) であり、その年の8月末までは姿を消しているので、法の直接の影響と考えられる。ただしメドレイはフライング・ポストと合併する形で存続はしていたが。一方、少なくとも次の4紙は生き残った。イグザミナー、フライング・ポスト、デーリー・クーラント、イブニング・ポストである。シーバートは以上の4紙をあげているが当時のロンドンおよび地方紙の数はこの数字よりはるかに多く、前述の当時のロンドンの代表紙であったポスト・ボーイ、ポスト・マン、ドーカス・ニュース・レターなども存続しており、廃刊紙の方が少数だったとの見方もできる。地方紙については、すくなくと7新聞が廃刊になつたが¹⁹⁾、6ページ以上の新聞・雑誌は実質的には課税を免れており、多くは存続していた。しかし、いわゆるエッセイ・ペーパーの代表的な存在であったスペクテーターは1712年12月6日に555号で廃刊となつた。しかし、スペクテーターの

廃刊の理由としては、定価を2倍にしなければならなかつたため、発行部数が減少したことや、広告税の負担が大きかったことが考えられるが、シーバートは、慎重に「スタンプ税が廃刊の唯一の原因ではない」としている。²⁰⁾

さて税の「抜け道」であるが、1シートと半シート以上に印刷された新聞（すなわち6ページ以上の新聞）は、法に規定がないために、部数に関係なく1号につきわずか3シリング（すなわち36ペニス）の納税でよかつたわけで、この抜け道を利用するために、フライング・ポストやロンドン・ガゼットなど多くの新聞は、4ページから6ページに増ページを図つたのである。またパンフレットも一枚物を避け、6ページ以上のものが多くなつた。なかには記事の量は多くしたくないために判型を小さくした新聞もあった。

この抜け道は、まじめにスタンプ税を支払っている業者からの要請もあり、1725年の法改正で是正され、1855年の同法の廃止まですべての新聞が対象とされるようになるが、それまでの13年間はこうした方法によって多くの新聞は生き残つていたのである。もちろんとしてニュースのない当時にあっては、とくに地方紙の場合、増ページ分の記事を何で埋めるかに四苦八苦していたことも事実だが。さてスタンプ税のこの時期における効果をどのようにみるかであるが、クランフィールドやハリスは「概して失敗であった」との結論である。その理由は、まず同法が政治的なパンフレットの統制を主目的にしていたのに、抜け道によつたいた効果はあがらず、新聞も初期のスペクテーターなどの廃刊を除くと、ロンドンの有力新聞や主な地方紙は存続しており、抜け道を利用しなかつた新聞（増ページのコストが負担できなかつた新聞）は定価を上げ（ほとんどの新聞が1ペニーであったのを1.5ペニーに上げた）、また広告料金を上げ、税金はきちんと支払つて存続しており（スタンプを押した新聞が納税を証明している）、この面での効果もなかつたのである。ただ後に述べるように発行部数はこの時期一時的な停滞

18) Siebert, op. cit., p. 312.

19) Cranfield, op. cit. (1978), p. 185. Harris, op. cit., p. 84.

20) ただし1714年の6月18日号から12月20日号までの期間、わずか79号であるが復刊された。

21) Siebert, op. cit., p. 315.

22) Harris, op. cit., p. 84.

をみせたことは事実である。むしろ政治的にはたいていして有害とも思われなかつたエッセイ・ペーパーが廃刊となつたのは皮肉といわざるをえない。エッセイ・ペーパーにしても、クランフィールドは「スペクーターの廃刊は、(エッセイ・ペーパーという新聞の) 時代の終わりであった」とし、スタンプ税のために増ページをするか、もしくは定価を上げたため内容の豊富さを売り物にしなければならなかつた新聞は、ニュース以外に、従来エッセイ・ペーパーの売り物にしていた分野まで手を伸ばしはじめたため、エッセイ・ペーパーの人気が低下したというわけである。こうしたスタンプ税の副次的な影響としての増ページにともなう新聞の紙面変革についてであるが、各新聞は、政治的なエッセイの他、商業や貿易に関する情報(船の出入りや両替のレート、輸入食品の価格など)、シリーズ物、「船乗りシンドバッドの航海」などの娯楽小説などを掲載はじめた。²³⁾こうした新しい紙面づくりのなかで、他の刊行物から記事を拝借し、半ペニーという安価(税金は支払わず)で売り出す新聞(オリジナル・ロンドンポストなど)も現れた。

法改正の1725年以降の動きであるが、6ページ新聞は1ペニーから2ペニスに値上げをし、そして負担になっていた6ページを4ページに減ページしたのはいうまでもない。しかしながら、この時期には廃刊になったロンドンの新聞はない。値

上げは必ずしも致命的な影響は与えなかつたのである。ただ地方紙は影響を受け、4紙が廃刊している。また第2の「抜け道」として、改正スタンプ税法も、新聞の大きさについては規定していなかつたので、20年代の後期以降、多くの新聞が紙面を大きくし、2段組から3段組に変更していく。この傾向はその後も続き、18世紀の中期以降は4段組の新聞が登場する。ハリスは「スタンプ税がイギリス新聞の形態を決定した」とのおもしろい見方をしている。

スタンプ税については、廃止された1855年までの期間、とくに国家的激動期に何度も増税されており、全体の流れのなかで捉える必要があることはいうまでもないが、本稿が対象としている期間については、以上みたようにかならずしも致命的な打撃を新聞に与えたわけでなく、読者の拡大を一時的に停滞させたとみるべきだろう。²⁴⁾

4. 新聞読者の問題

この章では、18世紀初期のイングランドにおける新聞読者の問題についてみていくたい。読者の問題とは、この時期に新聞の読者としてどのような階層の者が存在したのか、また彼らはどのようにして読者としての能力(リテラシー)を身に付けたのか、またリテラシーに対して、いかなる社会的要請があったのか、その能力のレベルはどの

23) Cranfield, op. cit. (1978), p. 40.

24) 1855年までのスタンプ税と広告税の推移はつぎの通りである。

	スタンプ税(新聞) (半シート。単位はペニス)	広告税 (広告ひとつにつき。単位はシリング)
1712	0.5 (1シートの場合は1.0)	1.0
1757	1.0 (1シートの場合は1.5)	2.0
1776	1.5	
1780		2.5
1789	2.0	3.0
1797	3.5	
1815	4.0	3.5
1833		1.5
1836	1.0	
1853		廃止
1855	廃止	

(D. Read, *Press and People 1790-1850*, Edward Arnold, 1961 などより作成)

ようなものであったのか、などの課題である。なかでも当時のリテラシーがどの程度であったかを推定することは、新聞の普及の度合いを推測するうえで重要な指標となりうるものである。しかしながら、ある時代の読者の能力なり範囲を推定することは、正確な史料が得がたい分野だけに、どうしても状況証拠からの推定にならざるを得ない。本稿でも、いくつかのイギリスでの研究をもとに、18世紀初期の新聞の全体像を明らかにする作業の一環として、史料の紹介も含めて、できる限りの推測をおこないたい。もちろん読書力とか読者層を問題にする場合は、新聞やリーフレットなどの短い内容を読む場合と、例えばシェークスピアのフォーリオ版のような大部な書物を読みこなす場合とでは、著しく相違することは自明であるが、ここでは明確に区分できないまでも、前者の新聞やリーフレットを読みこなす能力の推移についてみていくたい。

まずアルティック（R. Altick）²⁵⁾ の所説をみてみよう。彼は18世紀初期のイギリスのおける読者について、新聞読者に限定はしていないが、概略つきのように分析している。1476年のカクストン（W. Caxton）による活字印刷術のイギリスへの導入以来、徐々に読者層は増加していったが、15世紀後期から16世紀前半までの増加ははかばかしいものではなかった。エリザベス朝（1558－1603）からの増加が急速であり、とくに清教徒革命とクロムウェルの共和国時代には、王党派と議会派がパンフレットや新聞を無数に発行し、政治への関心の高まりとともに、とくにロンドンでの読書への関心は高まっていった。しかし、その後の王政復古の時期には、革命時に教育制度が混乱したことと、相対的に政治的安定期に入ったため、政治的言論への関心が低下し、読者層は一時的に減少したと考えられる。

そして18世紀初期は、ふたたび読者層の増加がはじまった時期として捉えることができる。この点について当時の状況をくわしくみていこう。17世紀後半の減少が著しかったので、アルティックは「1780年になってはじめて全国的な識字率は、エリザベス朝（すなわち16世紀後半）をなんとか上回った」とどちらかというと大胆な仮説を

提示しているが、その根拠は明確ではない。前稿で、17世紀後期から18世紀にかけてのロンドンおよび地方都市での情報環境について触れたように、この時期に情報に対する欲求が日常生活のなかで徐々に増してきた。中流階級の間では、経済生活上や市民としての責任を果たしていくうえで書物は情報を知るために重要なものとなっていた。とくにロンドンの商人たちにとっては、海外の情報は商売のうえで必要不可欠なものであり、また地方の地主は、領地の支配のために法令集が必要となり、豪農たちも農業や牧畜の最新の情報を得たいと望んでいたのである。そうしてこうした実際的理由に加えて、具体的には測定不能だが、文学に娯楽を求める傾向の高まりも相乗作用となり、18世紀初期には、かつてなく読み書きに対する関心が高まり、子供の教育（その多くの目的は宗教書を読めるようになることが目的であったが）や成人の文字習得の要求が高まっていったのである。

教育については、子供に宗教教育を施し、植民地にキリスト教を広めるために1698年に設立されたSPCK（Society for Promoting Christian Knowledge、キリスト教知識普及協会）が1699年に開始した「慈善学校運動」（charity school movement）が注目される。その目的は「聖書や教義問答などの宗教書を読めるようになる読書力を教えること」だったが、結果的にそうした範囲に留まらない読書力を養成した。児童向きの出版物のなかった当時、宗教書以外に子供の教育に適当な教材はなかったという事情もあった。もちろんこうした「慈善学校」の果たした役割を過大に評価はできないのはいうまでもない。まず教師自身が、当時の状況ではさほど読み書き能力を身に付けていなかったし、教員養成機関など考えられなかった時代にあっては、教師自身が他の職業からの落後者だったのであり、またその結果支払われる給与もすくなかった。「慈善学校」が対象とした子供より、より上流の階層の子供には、各種の初等学校やデイムスクール（婦人が教える私塾）があった。こうした学校は有料（週1～2ペニス）だったが、内容は「慈善学校」と似たものであった。「慈善学校」にどれくらいの生徒が通っていた

25) R. Altick, *The English Common Reader*, University of Chicago Press, 1957, pp. 30–35.

かは、SPCK の記録自身が信頼できないので、正確なところはわからないが、1723年で、1,329校の「慈善学校」があり、23,421人の生徒がいたといわれている（1700年の人口はイングランドとウェールズで約550万人）。むしろ国内の教会間の対立を原因として影響力はその後低下し、この時代の生徒数が最高だとも考えられる。

それでは、こうした初等教育の「発展」と情報への欲求の高まりが、読者層の増加にどれほど寄与したのだろうか。アルティックは普通の労働者はほんの少しあなたが読めなかつたとしている。しかし、この時期の新聞読者を考える場合、ふたつの視点を考慮する必要があろう。ひとつは、新聞の流通とも関係することであるが、新聞の読者はかならずしも読み書き能力を必要としなかつた点である。というのは、前述のエッセイ・ペーパーの編集者であったレスリーが述べているように、「（ロンドンの）民衆の大部分は本を読むことはできない。また彼らのほとんどはまったく読むことができない。（しかし）読むことのできるひとのまわりに集まれば、彼らはオブザーバーやレビューを聞くことができる。これは私自身が町の通りで見聞したことである」という事実があつたのである。²⁶⁾

こうした朗読の場として街頭だけでなく、当時2,000軒あったといわれるロンドン市内のコーヒーハウスが利用されていた。コーヒーハウスには多くの新聞・雑誌が置かれ、客の利用に供していたが、たとえばスペクターの第10号では「本誌は3,000部発行されているが、一部につき（コーヒーハウスでの）読者が20人とすると、6万人が読者である」と誇らしげに書いている。コーヒーハウスについては、新聞の流通のところでも触れたい。

もうひとつの興味深い事実は、読者層と新聞の発展との相互関係である。アルティックの所説の特徴的な点のひとつとして、新聞や雑誌の普及の前提として、読み書き能力があったのみでなく、相互関係として、手軽に手に入る新聞・雑誌の誕生がひとびとに文字への関心を高め、なんらかの

教育手段と結合し、読者層の発展につながつたという視点がある。そもそもエッセイ・ペーパーの刊行の趣旨は、「思索を書斎や図書館、それに学校や大学から開放し、クラブや人の集まりの場、お茶の席やコーヒーハウスでの議論にする」（スペクター10号）ことであり、読みやすいスタイルで刊行することによって、読者層の拡大を企図していたのである。彼らの意図はコーヒーハウスなどでの朗読とあいまって、ロンドンを中心とするおもに上中流階級に限定はされていたが、先のスペクターの記述のように、新聞を回覧なり朗読なりで読んだり聞いたりした「読者（聴者）」をいれると、一部につき20人ちかい読み手がいたとアディソンが豪語するのもまんざら誇張ではなかったと考えられる。

また別の状況証拠として、ウォーカー（R. Walker）は、フライング・ポストがあえて空欄を作り、読者がそこの手紙を書き込み、地方の読者に送る便宜を図っていた点に注目し、こうした地方の友人を持っているのは上流階級の読者であると指摘する。²⁷⁾また、フランス語やラテン語の文が1697年ポスト・マンなどに翻訳されずに掲載されていたことや、高価な本や時には不動産の広告が乗っているなことも中上流階級の読者を対象にしていたとの証拠だとしている。

それでは、具体的にどの程度の人が読み書き能力を持っていたと推定できるのであろうか。17世紀から19世紀までのイングランドにおける読み書き能力についてはストーン（Lawrence Stone）の詳細な論考があるが、残念ながら18世紀初期について「全国的なスケールの信頼すべき資料は、²⁸⁾地域的にも階層的にも断片的である」としている。というのは、その後に読み書き能力の推定のための有力な資料となる教会での結婚署名の際、新郎と新婦が名前を署名することが義務づけられたのは1754年のハードウィック婚姻法（Hardwicke's Marriage Act）であり、この法施行以降は、署名能力と実際の読み書き能力との違いや署名をしないで結婚したものも多いなど、多くの留意すべき問題はあるとしても、全地域の全

26) Ibid., p. 35.

27) R. Walker, 'The Newspaper Press in the Reign of William III', *Historical Journal*, 17 (4), 1974, p. 703.

28) L. Stone, 'Literacy and Education in England 1640–1900', *Past and Present*, 42, 1969.

表1 自分の名前を署名することができた新郎の割合

	1675	1700	1725	1750	1775	1800
郷士 (esquire) および 紳士 (gentleman)	99%			100%	92%	97%
聖職者 (clergy) および 知的職業人 (professional man)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
自作農 (yeoman) および 農夫 (husbandman)	67%	75%	72%	72%	72%	90%
商人 (tradesman) および 職人 (artisan)	85%	87%	87%	89%	87%	93%
労働者 (labourer) および 使用人 (servant)	45%		48%	47%	36%	48%

(ストーンの論文より作成)

階層の資料が得られるのである。そのために18世紀初期のデータとしては、地域的な限定されたものにならざるを得ないが、ここではオクスフォードとグロスターの教区の記録をみてみたい。比較のために18世紀初期を中心にその前後のデータもとりあげたい。数字はいずれも自己の名前を署名できた新郎の統計である（表1）。

このデータでは18世紀を通しての読み書き能力の発展は必ずしも明確ではない。しかしこの時期については、この結婚署名のデータに頼らざるをえないわけで、ここではこの署名のデータをどのように分析するかについて触れていただきたい。まず地域的な片寄りであるが、この地域はロンドンからさほど遠くないミッドランド（イングランド中央部）で、この時期の一般的な傾向を示す地域と考えられる。しかしこのデータを分析する場合、考慮しなければならないのは、本来人口の大多数を占める下層階級のデータが少なく、構成比で6%から20%に留まっており、全体の傾向および下層階級のデータが正確に得られない点である。ストーンは、1760年の時点で労働者と使用人の数を全人口の50%としており、18世紀の初期においてもこの割合は変わらなかったと考えられるからである。結婚署名が義務化されていない時期には、牧師に金を支払って教会で結婚許可を得るもののはけっして多くなく、グロスターで全人口の20%～25%、全国の中上流階級では国教徒の50%と推定している。また時代によって、社会的階層区分が異なり（たとえば1750年からは農夫というカテゴリーはなくなりヨーマンに吸収されていることなど）、統計としての不正確さは免れない。

こうした限界はあるものの、この資料で読み書き能力の推定をせざるをえないわけだが、上中流階級の80%から100%、下層階級の場合は高くて50%が自己の名前の署名能力は持っていたと考えられる。また署名能力についていえば、17世紀後期から18世紀にかけて大きな変化はないといえるだろう。ただ、ストーンが、結婚署名をはじめ他の資料もつかって推測しているデータ（表2）に従うと、17世紀初期と比較すると、リテラシーは2倍近く向上しており、18世紀初期においては社会（それも成人男子）の約半数が少なくとも自分の名前は署名できるというレベルで、文字に接していたといえるだろう。

表2 イングランド・ウェールズの成人男子の推定リテラシー (ストーンの論文より作成)

1600年	約25%
1675	約45%
1750	約53%
1775	約56%
1800	約65%
1850	69%
1880	86%
1900	97%

約半数の成人男子の署名能力が、新聞の読者の拡大と具体的にどのような関連があるかを解説するのは、これまた困難な課題であるが、後述するように、人口550万人に対して、週5万部の新聞発行が行われていたこの時代においては、それを支える十分な読者は特にロンドンの上中流階級を中心に行なわれていたと考えられよう。ただ、結婚署名のデータからは、18世紀初期のリテラシーの発展は明確ではなく、教育の問題や情報環境と関

連させて、さらに詳細な研究が必要であろう。

5. 発行部数について

18世紀初期の新聞の発行部数についてまとめていきたい。前章でみたように、1712年以降はスタンプ税の公布により、政府（くわしくはスタンプ局）は各新聞の発行部数を正確に押さえていたはずであり、むしろそれが同税の目的のひとつだった。しかし、18世紀前半のスタンプ局の記録は十分に残っておらず、次にみるようにこの時期の発行部数については、断片的な記録によって推測する以外にないが、一定の研究の進展があり、かなり正確な数字を得ることができる。

発行部数の問題に最初に関心をもったのは、ザーランド（J. Sutherland）だろう。彼は、1935年という早い時期に、「1700年から30年までの新聞と文芸雑誌の発行部数」というモノグラフを発表している。²⁹⁾ まず彼の実証研究から紹介していく。

彼の発掘した資料は、断片的に残っていた「スタンプ局の歳入増に関する提案（A Proposal to encrease the Revenue of the Stamp Office）」という文書である。作成者不明で、かつ日付もわからないが、その内容から明らかに1712年のスタンプ税公布以前の文書であり、この文書が作成された時点での主要なロンドンの新聞の発行部数を示し、新聞に対してスタンプ税を導入した場合は、これだけの収入増が望めることを提案した文書である。短い文書なので、全文を以下に示したい。

スタンプ局の歳入増に関する提案（A Proposal to encrease the Revenue of the Stamp Office）
(毎週約4万4千部の新聞が発行されている)

月曜日	デーリー・クーラント	800部
	ロンドン・ポスト	400部
	イングリッシュ・ポスト	400部
	ロンドン・ガゼット	6,000部
合計		7,600部

火曜日	デーリー・クーラント	800部
	ポスト・マン	3,800部

水曜日	デーリー・クーラント	800部
	ロンドン・ポスト	400部
	イングリッシュ・ポスト	400部
	オブザーバーター	1,000部
	合計	2,600部
木曜日	デーリー・クーラント	800部
	ポスト・マン	3,800部
	ポスト・ボーイ	3,000部
	フライング・ポスト	400部
	ロンドン・ガゼット	6,000部
	合計	14,000部
金曜日	デーリー・クーラント	800部
	ロンドン・ポスト	400部
	イングリッシュ・ポスト	400部
	合計	1,600部
土曜日	デーリー・クーラント	800部
	ポスト・マン	4,000部
	ポスト・ボーイ	3,000部
	フライング・ポスト	400部
	オブザーバーター	1,000部
	レビュー	400部
	合計	9,600部

一週間の合計 43,800部

もしも税金がこれらの新聞に課せられたら、(税金に実施によって) 部数が減少することを考慮にいれても、毎週30,000部はおそらく発行されることになり、この30,000部が1ペニーずつ税金を払えば、スタンプ局は週125ポンド(年間6500ポンド)以上の歳入を得ることができる。

以上のように内容自体は大変明確であり、この文書の作成された年のみ特定すれば、当時のロンドンの主要な新聞の発行部数がわからることになるが、これらの発行部数がどのようにして計算されたかの問題もあり、この資料の読み取りにはその時代の背景も含めて、ひとつの推測が必要となる。ザーランドの推測を紹介していきたい。

29) J. Sutherland, 'Circulation of newspapers and literary periodicals, 1700–1730', *Library*, 4th series, 15, 1934.

まずこの文書がいつ作成されたかの問題である。明らかなのは1712年のスタンプ税公布以前の文書であることである。次に確定できるのは、ここで取り上げられている新聞のうちもっとも創刊年が遅い新聞（というか雑誌）であるデフォーのレビューの創刊が1704年の2月なので、それ以降の文書であることも確かである。それでは1704年から12年という期間のなかでどのように特定できるのであろうか。この文書はレビューを週2回刊行（火曜と土曜）としているが、レビューはまず週1回刊行でスタートし、第7号（1704年3月28日号）から週2回刊となり、さらに翌年の1705年の3月22号からは週3回刊となったので、この文書は1704年の3月から翌年の3月までの期間に作成されたことになる。レビュー以外のここで取り上げられている新聞は1704年から1705年という期間にはいずれも継続して刊行されていた。つぎは状況証拠とならざるをえないが、サザーランドは1704年の8月5日に創刊されたリハーサル（*The Rehearsal*）に注目する。すなわち、もしリハーサルが創刊された後にこの文書が作成されたとすれば、他の新聞とともにこの資料に掲載されていたはずだというのである。リハーサル以外にもこの時期に定期刊行されていた新聞・雑誌はほかのものもあるわけで、これはちょっと無理のある推量になるが、この指摘に従うと、期間はより短縮され、1704年の3月から8月の間ということになる。以上のことから、サザーランドはこの資料が1704年の各新聞の発行部数を示すものであると結論づけている。これは他の評者もおおむね同意するところであり、前稿の第3章でこの数字のみを紹介した。もちろんこの数字はスタンプ税を実施した場合の収入の推定であり、正確な数字とは言い難い面ももちろんあるが、数字の性格上（すなわちスタンプ税施行の効果が高いことを実証するための資料なので）実際の数字より過少に報告している可能性は少ないことだけはいえるだろう。

さてサザーランドはこの資料を発掘するとともに、その他の資料から、個別の新聞について、その発行部数の推計を行っているので、それも紹介したい。

まず1711年にデフォーはレビューの第7巻で、「毎週イギリス国内では、20万部以上の新聞が發

行されている」と書いているが、サザーランドはこの数字は推測であり、また新聞だけでなく、雑誌も含めての数字であり、先の文書（週あたり4万4千部）の数字をくつがえすほどのものではないとしている。

次に紹介されている史料は、ロンドン・ガゼットの発行部数を記録した文書であり、1710年6月1日付けの4,698号から2週間の数字である。それによると8,500部が印刷され、そのうち2,031部が売れ残り、1,087部が寄贈され、結局残りの5,382部が売れたとの記録がある。次の4号については、印刷部数と寄贈部数は同じで、販売部数もそれぞれ5,287部、5,366部、5,488部、5,358部とほとんど変化はない。5号目の6月13日号は印刷部数は8,250部となり、そのうち5,530部が販売されている。結局、この2週間の平均販売部数は5,402部となる。寄贈分を加えると、6,489部が流通していたわけだ。この数字は6年前の数字である6,000部に近く、18世紀初期のロンドン・ガゼットの発行部数（正確には流通部数）は約6,000部と見積もっていいだろう。

1710年代後半のロンドン・ガゼットについても、前記の文書から推測ができる。1712年のスタンプ税法の影響をみる意味からも紹介しておきたい。1717年10月の史料であるが、発行部数ではなく、ガゼットの売上げによる収入と支払ったスタンプ税（当時は前述のようにガゼットの場合、一部半ペニー）の総額の資料である。スタンプの総数は17,181（すなわち発行部数である）、販売収入は62ポンド11シリング3ペニス（15,015ペニス。なお価格は一部1ペニー）である。10月中に発行されたガゼットは9号なので、1号あたりの平均発行部数は1,909部（収入から推測した平均発行部数は1,668部）となる。その後の数字にもほとんど変化はなく、1704年から1710年までの期間の6,000部平均の時代と比較すると激減していることがわかる。この理由として、サザーランドは「複数の理由が考えられる」としている。対フランス戦争が続いていた期間は、政府の公的発表機関として重要であり、また他の新聞（ポスト・マンやポスト・ボーイ）に比べると官報という性格から記事の正確度は高かった。むしろ当時のロンドンの他の新聞は過当競争から、憶測に基づく記事

を多く掲載していたのは前述の通りであり、当時の取材方法から、「聞いたところでは」とか「現地から帰国した旅行者の話によると」などの説明が許されていたことも背景にあった。ところが戦争が一段落すると、戦争のニュース以外の刺激的なニュースは少なくなり、また30年代以降は政治的なニュースを載せた雑誌がガゼットのライバルとなり、発行部数を減少させていったと考えられる。

18世紀初期の新聞の発行部数に関するもうひとつの研究を紹介してみたい。³⁰⁾それはスナイダー(H. L. Snyder)の研究である。

ザザーランドの研究から30年近く経過した時点での、新しい史料を発掘し、以下のような発行部数に関する推測をおこなっている。彼は18世紀初期のアン女王の時代を「(新聞の) 黄金時代」と位置づけたうえで、発行部数など実際の生産過程については「ほとんど知られていない」とする。そして前述のザザーランドの研究を紹介したうえで、その後に発掘された史料でそれを補強しようと試みている。彼の史料は初代のオクスフォード伯爵で国務大臣などを歴任した、当時の最有力な政治家のひとりであったロバート・ハーリイ(Robert Harley)の収集していた膨大な史料から発見されたものである。その史料とは、スタンプ税が導入された1712年から13年にかけてのスタンプの押された新聞用紙の購入に関する記録という興味深いものである。

さてこの史料であるが、ほぼ2年間にスタンプを押された用紙が何枚ロンドンの各新聞発行者によって購入されたかを示しており、当時の各新聞の発行部数を推測することができるが、以下のようないくつかの問題もある。

1. 全紙で販売された用紙をふつうは半分に裁断(半シート)して使用していたため、計算上の配慮が必要であること。
2. 毎週購入された用紙がその週のうちに消費されたとの保障はないこと。すなわち印刷業者によっては、次週の新聞のために用紙のストックを取っておいた可能性があること。なかには何週ものストックを一時に購入していた。
3. 新聞の大きさが変更された場合もあること。

こうした条件が多数あることを認めたうえで、スナイダーが推測している発行部数は次の通りである。ザザーランドの史料と比較できるものからとりあげたい。彼がこのモノグラフでとりあげているのは、連続して史料が得られる1712年のスタンプ税公布直後の8月から9月にかけての6週間と、翌13年の6月から7月にかけての5週間の期間で、それぞれの期間に購入された用紙数から、発行部数を推測している。数字は一日平均のものである。

スペクテーター	2,000~2,200部(1712年)
ガーディアン	850部(1712年)
レビュー	425~500部(1713部)
デーリー・クーラント	900~1,000部(1712年) 600部(1713年)
フライング・ポスト	1,400~1,650部(1712年)
ポスト・ボーイ	3,000部
イブニング・ポスト	3,500~4,000部
ポスト・マン	3,800~4,450部(1712年) 2,000部(1713年)
ドークス・ニュース・レター	100~150部
すべての新聞の合計	67,000~78,000部(1712年) (週あたり) 26,680~63,576部 (平均46,000部)(1713年)

ザザーランドの数字とあわせて、どちらも推測の域をできない数字なので、比較検討は慎重にすべきであろうが、少なくともつきの点は確認できるだろう。

まず、1704年からスタンプ税公布時までの新聞の発行部数は、あらたな新聞の創刊もあり、1.5倍に増加している。「三大新聞」といわれるポスト・ボーイ、ポスト・マン、フライング・ポスト、それに日刊のデーリー・クーラントはこの時期、発行部数に変化はありません(フライング・ポストの増加が目立つが)、いわばロンドンの「主読紙」の地位を確保していた。エッセイ・ペーパーについては、スペクテーターが広く読まれていたことは明らかだが、レビューの発行部数は後述する地方紙並みであった。もちろんコーヒーハウスなどの回し読みを考慮にいれると、発行部数の何倍もの読者がいたとも考えられるが。つぎにスタンプ税の発行部数への影響であるが、先述したよう

30) H. Snyder, 'The circulation of newspapers in the reign of Queen Anne', *Library*, 5th series, 23, 1968.

にスペクターの廃刊などとともに、ポスト・マンやデーリー・クラントは公布後1年で発行部数を減らしており、スナイダーも「スタンプ税のために発行部数は減少したといえる」と述べている。³¹⁾ただ新聞全体としては、スタンプ税の「抜け道」を利用して6ページ「新聞」が増加していた時期で、スタンプ税関係の史料だけでは発行部数の把握は困難な時期である。とはいっても、この数字だけからでも、スタンプ税が当時の新聞の発行部数の大幅な減少につながったとはとてもいえず、一時的に後退したと考えるのが妥当であろう。

地方紙の発行部数については、クランフィールドも述べているように、信頼すべき史料がないのが現状だが、1712年にブリストル・ポスト(*Bristol Post*—ブリストル・ポストボーイの改題紙)の平均発行部数を288部と推定しているのが数数くない例であり、18世紀初期は、200~400部³²⁾が地方紙の一般的な発行部数だったようである。

当時の年間の発行部数について、こうした史料から250万部という数字をハリスは推計しているが、毎週4~5万部との推定部数から計算されたものである。³³⁾

6. 新聞の流通について

多くの新聞の発行がロンドンおよび地方の諸都市ではじまり、徐々に発行部数が増えるに従って流通の問題が生まれたのは当然であろう。この章では、18世紀初期における配送や配達、販売など新聞の流通についてまとめておきたい。問題の性格上、細かく時代区分はできないので、ここでは概ね18世紀中期までの流通の問題について触れ

る。当時の新聞流通に関する問題は次のように整理できるだろう。まずロンドン市内および近郊、および地方紙が発行されていた地方都市内で、現地の新聞がどのように販売されていたかであり、もうひとつの問題は、ロンドンの新聞がどういったルートで、地方に運ばれていたのか、またその地方都市での流通はどうであったか、である。こうした課題の研究はイギリスにおいても従来から十分に研究されてきたわけではなく、まだ史料の発掘作業が進んでいる段階であるといってよいだろう。ここではブラックらの研究をとりあげたいが、まず17世紀以来の新聞の流通についてまとめをしておきたい。³⁴⁾

新聞業者による利益を目的にした新聞発行がはじまっていたこの時期、多くの新聞にとって流通と販売の問題はたいへん重要になっていたと考えられる。³⁵⁾先にみた数千部の発行部数を確保するためには、広範で充実した流通のシステムが必要とされてきたのである。それでは、どのようなシステムがあったのか。まずロンドン市内や地方都市内での販売についてとりあげたい。新聞印刷所でかなりの数がいわば「直販」されていたと考えられる。というのも当時の新聞のほとんどはシティー西部のフリートストリートなどロンドン市内の中心部で印刷されていたからである。当時の新聞は、印刷人と印刷所(といっても住所のみだが)を毎号明記していたが、印刷所の明記は、販売所の住所を知らせる意味を持っていたのである。インデペンデント・クロニクル(*Independent Chronicle*)のように印刷所で購入した者には半ペニー割引をする新聞もあった。同時にこの住所明記は、広告掲載を希望する者や情報を持ち込む者のためにも重要な連絡先であったのである。³⁶⁾

31) Snyder, op. cit., p. 215.

32) Cranfield, op. cit. (1978), p. 184. op. cit. (1962), p. 169.

33) Harris, op. cit., p. 88. なお、18世紀中期からは、スタンプ税の収入から発行部数はかなり正確に把握され、730万部(1750年)、940万部(1760年)と増加している。

34) この章のおもな参考文献は以下の通りである。

Cranfield, op. cit. (1978), p. 19, op. cit. (1962), p. 179.

J. Black, *The English Press in the Eighteenth Century*, Croom Helm, 1987, p. 99.

Sutherland, op. cit., p. 99.

35) Black, op. cit., p. 99.

36) フリートストリートおよび周辺は、「17世紀から本屋、印刷業者、出版業者、文房具屋、製本業者に押さえられていた」(T. Gray, *Fleet Street Remembered*. William Heinemann, 1990. p. 11. 江口・中川訳『さらばフリーク街—英新聞興亡の400年』共同通信社、1991年)。たとえばポスト・ボーイなどがフリートストリートで発行していることを新聞に明記している。

た地方紙の場合は、こうした直接販売を効果的にするために印刷所以外に「市（market）」の立つ日に新聞も販売されていた。直販以外はコストがかかり、あえて直販以外の方法を取らない業者もいたが、安定した発行部数を確保するために、フライング・ポストなどいくつかの新聞は「定期購読」を読者に勧めていた。たとえば、3ヶ月分の新聞代を払った者には、郵便で新聞を送付していたのである。当時の郵便制度については後述したい。ただし、印刷所の近くの地域や多くの小規模な地方都市の場合は、あえて郵送という手段を使わなくとも、ニュースボーイなどと呼ばれた配達人を雇って各家庭に配付することができた。こうした配達人は後述するコーヒーハウスや居酒屋への配送も受け持っていたのである。つぎにこうしたロンドン市内での直販以外の販売方法はどうになっていたのだろうか。たとえば、イブニング・ポストは1710年の紙面で、「本紙は書店（Book Seller）と15のコーヒーハウスで販売している」との記事を掲載している。³⁷⁾ このように販売する場所として利用されたのは、コーヒーハウス、散髪屋、居酒屋（alehouse）、書店、パンフレットショップなどがあり、新聞販売人としてホーカー（Hawker）と呼ばれる街頭販売人がいた。さらに販売店やホーカーに新聞を卸す卸業者が出現し、18世紀初期のロンドン市内での新聞販売の方法は多彩を極めていた。順にみていく。

まずコーヒーハウスである。17世紀中期以降、主にロンドンに出現し、単にコーヒーや紅茶を飲む施設ではなく、討論や商売など多様な機能を果たしたとされるコーヒーハウスは、その多面的な機能とともに、店内に多くの新聞を揃え、客に提供し、もしくは販売し、ロンドンにおける新聞流通の重要な拠点³⁸⁾でもあったのである。新たに新聞を創刊したものは、創刊号または最初の2~3号までを一部無料でロンドンのすべてのコーヒーハウスに送っていた。コーヒーハウスの常連たちが、こうした新しい新聞をみて読みたいと希望し

た場合は、コーヒーハウス店主（コーヒーマンとよばれた）は、その新聞を新たに備えることになったのである。こうした新聞は店内で読まれ、多くの場合、同じ新聞が4部ずつ備えられていた。³⁹⁾ またコーヒーハウスは記者の溜り場でもあり、コーヒーハウスでの議論や情報交換から記事を書いたり、また広告の取り次ぎも行われていた。その広告の多くはコーヒーハウス自身のものだったので、いわば新聞とコーヒーハウスは相互に依存していたのである。しかし新聞の数が増えるとともに、コーヒーハウス側は、出費を押さえるために、新聞の普及を制限する政府の政策を支持する側にまわる事態もあった。⁴⁰⁾

ホーカーとは「呼び売り人」のこと、街頭にたち、大きな声で新聞名をわめき販売していた。新聞販売が組織化されるに従い、ホーカーの数は増加し、組織化もすすみ、ナット（Nutt）夫人とドッド（Ann Dodd）夫人は、こうしたホーカーと新聞販売店を経営する特に有力な小売り業者（またはより小規模な業者への卸業者）で、週に何千部もの新聞の販売を行っていた。前述のように、特許検閲制は消滅していたが、名誉毀損法の適用によって印刷業者はもとより、販売業者も逮捕されることがあったので、彼女らは70歳を越してからも逮捕され、牢獄にはいることがあったという。⁴¹⁾ ドッド夫人については、1721年に「（彼女のような）新聞とパンフレットの小売業者はふつうはマーキュリー（Mercury）呼ばれている」と書かれており、当時、小売店を経営し、またホーカーに新聞を卸していた業者はマーキュリーと一般に呼ばれていたようである。ザザーランドによると「マーキュリーと呼ばれた仕事は婦人がほとんど」であった。印刷業者の妻や未亡人がこうした関連する仕事をはじめていたのである。ホーカーはスミスの使っている図版によると、帽子をかぶった女性が街頭で両手に新聞をもち、どうやら大声をあげて売っている姿が描かれているが、女性の後ろにはこれも新聞を手にした男性のホーカー

37) Black, op. cit., p. 100.

38) コーヒーハウスの多様な機能については、つぎの文献参照。

小林章夫『コーヒーハウス』駿々堂、1984年。

39) R. Walker, op. cit., p. 702.

40) A. Smith, *The Newspaper History*, Thames and Hudson, 1979, p. 57.

41) Smith, op. cit., pp. 57–58. Sutherland, op. cit., p. 223.

が描かれている。この図版のように、ホーカーは女性とは限られていなかったが、マーキュリーも含めて女性の仕事として認められていたようである。ホーカーはこのようにマーキュリーから新聞を卸してもらい、街頭で販売していたが、販売には色々トラブルもあった。それを紹介しよう。彼ら（彼女ら）は、割り当てられた量の新聞を街頭で大声をあげながら販売していたわけだが、時々不正をおこない、問題になっていたようである。1724年のミスト・ジャーナル (*Mist Journal*) によると、新聞を販売せずに、読者に「ちょっと見るだけなら半ペニー（定価の3分の1）」といってこづかい稼ぎをしていた。そのためにミスト紙は「ホーカーからの返品は今後はお断り、新聞は代金引き換えて渡す」という処置をとったとのことである。

また、サザーランドは、17世紀には主流であったラテン語のタイトルの新聞名が、この時期にはやらなくなつたのは、ホーカーたちが街頭で呼びあげるには難しき、「ポスト・ボーイ」や「イブニング・ポスト」のように呼びやすい名称の新聞に太刀打ちできなかつたとする興味深い意見を述べている。

一方、地方の新聞業者はそれぞれの新聞販売システムをつくりあげていたと考えられる。いまでいえば専売店のような制度で、ニュースマンと呼ばれた代理店を周辺の町に置き、印刷所からの運搬、それぞれの町での販売、それに広告の申込所も兼ねて機能させていたのである。たとえば1724年にマン彻スター・ウィークリー (*Manchester Weekly*) は、「どんなちいさな小包みでも、新聞の運搬に従事している当社の社員の手によって、ランカシャー・チェシャー・ヨークシャーのいかなる町にも運びます」と広告を出しているのは、こうした代理店がマン彻スターの周辺に多数いたことをやや誇張はあるとしても示している。⁴²⁾ とはいってもこうした代理店のシステムにも問題はあり、時代はすこしあとになるが、1742年にサイ

レンセスター・フライング・ポスト (*Cirencester Flying Post*) は、つぎのような弁明を掲載している。⁴³⁾

配達人の怠慢のため、新聞が配達されないと読者から苦情を頂戴していることに感謝しています。すべての読者がまちがいなく新聞の配達を受けるよう約束します。もし今後、このようなことがあればお知らせいただければ幸いです。

結局のところ、質のいい代理店をつくることは困難であり、またたとえ怠慢でない配達人が確保されたとしても、天候によって配達は著しく左右され、遅配の可能性が高かったとブラックは推測している。

それでは、ロンドンの新聞の地方への配送はどうであったのか。直接新聞業者が関与していたものと郵便など他の機関を利用したものとに分けることができよう。前者については、地方の新聞業者が、ロンドンの新聞業者の代理店に任命されたケースが多いが、これについては詳細はよくわからない。ただかなり後になるが、ビングリー・ロンドン・ジャーナル (*Bingley's London Journal*) という週刊新聞が、マン彻スター、リバプール、チェスターなど11のイングランドの町と8のアイルランドの町に代理店を置いたと同紙に書いている。しかしこうした代理店が新聞の配送にどういった役割を果たしたかは必ずしも明確ではない。後者の郵便を利用した配送がこの時代たいへん重要な役割を果たしたとみるのが至当だろう。

この時代以前に、地方に配送されていたのはマディマンらのニュースレターおよびロンドン・ガゼットだったのは先に述べた通りであるが、こうしたニュースレターは、独自の配送システムを持っていたわけではなく、レターという言葉が示すように郵便によって運ばれていたのである。すなわち、1649年にそれまで週1回だったロンドンから地方の有力都市への郵便が週2回になり、さらに1655年には週3回（火・木・土）⁴⁴⁾ となった。こ

42) Sutherland, op. cit., p. 224.

43) Black, op. cit., p. 101.

44) Ibid., p. 101.

45) Cranfield, op. cit. (1978), p. 19.

厳密にいと、夜中まで宛先ごとの区分が行われ、発送はそれぞれ翌日の午前2時であった。（星名定雄『郵便の文化史－イギリスを中心として』みすず書房、1982年、p. 54）

の週3回の郵便を利用してニュースレターは週3回発行のものが多く、さらには1695年以降、多数登場した新聞（独立新聞）も、これも先に紹介した通り、この定期郵便の日に併せて火・木・土の週3回刊がほとんどだったのである（フライング・ポスト、ポスト・ボーイ、ポスト・マンなど）。マディマンはフランкиング・プリバリッジ（Franking Privilege）と呼ばれていた無料郵便の特権を与えられていた。この特権は、1653年に郵便（駅通）の請負制度を設ける郵便法の制定時に同時に制度化されたもので、「政府高官や国会議員の手紙は無料とする」とするものであった。星名によると「駅通事業の請負制度にも無料郵便の制度を導入したという欠点があった。この制度は議会と請負者との力関係で決定されたもので、弱い立場にある駅通請負業者が認可権を有する政府高官や国会議員にサービスとして提供した一種の特権制度である。のちにこの制度は乱用されていく。この無料郵便の特権を悪用して多くの郵便物が発送され、わずかな有料郵便物からの収入によって多量の無料郵便物の送達費用をまかなわなければならなくなっていたのである」とされ、マディマンのニュースレターもまさにこの「特権を悪用」していたのである。

王政復古後、クロムウェル時代に設定されたすべての法律が見直されるなかで、1660年の新郵便法の制定となった。この時に、フランクの規定は削除されたが、この後も、議員たちはこの特権を手放さず、乱用が続いたのである。そしてこの乱用は、新聞の場合、特にひどく、国会議員と郵政省の名誉職であった6人の道路官吏（Clerk of the Road）が実質的にこの特権を掌握していたので、多くの新聞は、議員や道路官吏に取り入り、無料で地方に郵送し、これが地方でのロンドン新聞の普及と、地方紙の情報源としてのロンドン新聞の重要な役割を支えていたのである。政府も見かねて、1764年に下院に特別委員会を設けて新聞についてのこの特権の乱用について調査し、議員・道路官吏・他の政府役人の特権の乱用による未収入額を約1,800ポンドと見積もっている。クラ

ンフィールドはこの額から計算して、週3万5千部が地方に送られたと推定している。もちろんあらゆる新聞が、この無料郵便で配送されたわけではなく、とくに1685年にはじまった安価で戸別配達を原則としたペニープレスがロンドンに限ってではあるが利用されていた。⁴⁸⁾

以上みたように、この時期の新聞の流通は多彩な方法が用いられ、ロンドン市内、地方都市内、ロンドンと地方都市間も不十分ながら、印刷所から読者にいたるまで様々なチャンネルができており、こうした回路が週4~5万部と推定される発行部数の増大を支える背景となったと考えてよいだろう。

7. まとめ

最後に前稿で取り上げた内容も含めて、18世紀初期の新聞について、今後の課題も含めてまとめておきたい。

1. この時期は、1695年の特許法廃止を契機に、多くのロンドンの独立新聞、地方紙、エッセイ・ペーパーが誕生した時期であり、イギリス新聞史はじめての「急成長期」（mushroom growth—ハリスの表現）であり、「情報と意見の主要なメディア」として確立した時期だといってよいだろう。ただし、その条件として特許法の廃止があったわけだが、同法は、必ずしも「新聞の自由」の確立を求めて廃止されたものではなく、旧来の特許検閲制という統制方法に限界が生じたため、新たな手段を模索するなかで廃止されたものである。それだけに、廃止直後から新しい統制方策が検討されたのである。

2. 新たな統制策として登場したスタンプ税法であるが、ひとつは法の欠陥のために「抜け道」があったことと、またひとつは特許法廃止後、新聞の市場は「活力あふれた（buoyant）」（ハリス）ものであったために、税の経済的負担を十分吸収し、発行部数の一時的な停滞はあったものの、新聞の発展普及にとって致命的な障害にはならなかった。むしろ、法の「抜け道」を探るなかで、ペ

46) 星名、前掲書、p. 41。

47) 星名、前掲書、p. 47。

48) 星名、前掲書、p. 61。なおロンドン以外の都市で安価なペニープレスがはじまつたのは1773年以降である。

ページ数が増え、新たな内容が盛り込まれたり、紙面が大きくなるなど、内容拡充の原動力となったのは興味深い事実である。

3. エッセイ・ペーパーについては、新聞史のなかで捉えるとともに、その内容などを考慮すると、当時生まれつつあったあたらしい種類の雑誌としても把握しうるとした。ただ、この時期の研究で注意すべきは、文中でもしばしば言及したように、スタンプ税法のように新聞を雑誌などの定期刊行物やパンフレットなどと同時に検討すべき局面も多く、また特許法は当時の全出版物がその対象だったわけで、新聞・雑誌・図書を同時に考察してこそ、出版と読者の全体像がみえてくると考える。

4. 新聞の具体的な記事内容については本稿では十分に触れられず、今後の課題としたいが、具体的な情報（それも発行地から離れた土地のニュース）の掲載からスタートしたこの時期の新聞は、政治や社会問題についての独自のコメントを掲載したエッセイ・ペーパー、それにスタンプ税の主対象だった政治的パンフレットからの刺激もあり、また18世紀初期の最も人気のあった記事である対フランス戦争が1713年に一応の終結をみたあとは、既存の新聞の多くが政党色を強くだしはじめ、時のウォルポール内閣に反対する政治的に有力な新聞として著名なクラフツマン (*Craftsman*, 1726–1810) なども創刊され、議会記事報道の問題や政治的名誉棄損の問題などに直面し、より政治との関わりを強くする新たな時代をむかえているのである。⁴⁹⁾

5. 読者層の問題については、状況証拠しか示すことができなかった。この時期はイギリスにおける初等教育の盛り上がりの時期でもあり、規模や効果とも過大評価できないのは当然であるが、政治的な関心の高まりや商業や貿易のための必要からも読み書き能力を徐々に向上していった時期と考えていいだろう。それとともに、路上やコーヒーハウスなどで、耳から新聞の内容を知る「読者」もいたことも無視できない。

6. 新聞の流通については、ロンドン市内、地方都市内、ロンドンと地方都市間、のいずれも多様なルートが存在していたと考えられる。逆にこう

したルートがあってこそ、新聞の急速な発展があり、スタンプ税による費用負担を吸収したのだろう。

7. 発行部数については、史料に乏しく、確実な統計を得ることは困難だが、地方紙は別にしても週あたり4~5万部の新聞が発行されていたとみてよいだろう。ちなみに1700年当時のイングランド・ウェールズの人口は550万人であり、概ね人口の1%の部数となる。またロンドンの人口は約50万人であったので、ロンドンに限れば、かなり高い普及率が推測され、新聞の流通についてみたように、コーヒーハウスでの回し読みや新聞の賃貸など、多様な新聞読書の手段を含めると、実証はできないまでも、ロンドン市民の10%から20%程度は週に1度は新聞に接していたと推測してもそれほど誇張ではないだろう。

8. この時期の新聞の特色のひとつとして、広告収入の増加をはかり、販売収入とあわせてイギリス新聞史上最初の「利益のあがる新聞」をめざした点があげられるが、本稿ではこうした経営面の分析はできなかった。今後の課題としたい。

49) Sutherland, op. cit., pp. 180–181.